

Ⅱ 安心して暮らし続けるための相談・支援の充実

1 相談・支援体制の充実

《背景》

高齢化がますます進行する中、高齢者が安心して暮らすことができるよう、生活支援や医療・介護・住まいなどが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が一層求められています。また、ひとり暮らし高齢者の増加や地域でのつながりが希薄化する中、高齢者を地域で見守り、支え合うための相談・支援体制の構築も重要となります。

また、85歳以上人口の増加に伴い、認知症の人や認知機能が低下した高齢者の増加が見込まれる中で、地域で生活する高齢者等の意思決定支援や権利擁護の重要性も高まってきています。

《現状》

前期計画では、高齢者あんしんセンターを地域包括ケアシステム構築のための中核機関として、高齢者一人ひとりに寄り添った支援と、高齢者を地域で支え合うための関係機関とのネットワークづくりなどに取り組んできました。また、多様な主体と連携した「地域ケア会議」により、個別課題の解決やネットワークの構築、地域課題の把握を進めるとともに、複合的な課題を抱えた世帯の高齢者等に対して、地域や関係機関と連携し、支援を行ってきました。

今後は、地域課題の複雑化・複合化が進んでいくため、必要な支援や、他分野や多機関との更なる連携の強化等による取り組みの充実が期待されています。

《方針》

今後、高齢者あんしんセンターの機能強化を図ることにより、引き続き地域包括ケアシステムの構築を推進していくとともに、複合的な課題を抱えた世帯に対応するため、他分野や他の専門機関と連携を一層深めることで、共に支え合う地域づくりに取り組めます。

また、県や関係団体、地域と連携を図りつつ、PDCAサイクルを活用した高齢者虐待防止などの体制整備を進め、有料老人ホーム等も含めた虐待防止対策を推進するとともに、権利擁護への取り組みも一層強化していきます。

(1) 高齢者あんしんセンターの機能強化

市内 29 箇所の高齢者あんしんセンターにおいて、引き続き「待つ福祉から出向く福祉へ」を合言葉に積極的な訪問活動を実施し、地域の高齢者の実態を把握するとともに、高齢者に寄り添った支援を行います。市では、高齢者あんしんセンターを中心として地域包括ケアシステムの構築を推進しています。センターの役割や業務負担が年々増加していることから、地域住民への支援をより適切に行うための体制の整備を進めていきます。

また、多様な主体と連携した「地域ケア会議」により個別課題の解決やネットワークの構築、地域課題の把握を進めるとともに、複合的な課題を抱えた世帯の高齢者に対して、警察などの関係機関や民生委員、地域住民と連携した支援を行うなど、より一層の機能強化を図ります。

【主な取り組み】

取組名		内容
22	総合相談機能の充実	高齢者あんしんセンターにおいて、積極的な訪問活動を継続して実施し、地域の高齢者の実態を把握するとともに、相談への適切な情報提供や各種サービスの紹介をするなど、高齢者に寄り添った支援を行います。また、高齢者あんしんセンターの運営について、点検・評価を行い、その結果を踏まえ、翌年度に向けた方針や改善策等を確認し、センターの運営・体制・機能の充実を図ります。
23	センター間の連携強化	基幹型センターは、高齢者あんしんセンター間の総合調整や高齢者あんしんセンターが実施する介護予防ケアマネジメント及び地域ケア会議等の後方支援、虐待事案への連携した対応などを行うことで、地域の課題や目標をセンター間で共有しながらセンターが相互に連携する効果的な取り組みを推進します。
24	地域ケア会議の推進	高齢者への支援の充実やケアマネジャー等のケアマネジメント実践力の向上、地域課題の解決等を目的として「地域ケア個別会議（随時型）」「介護予防のための地域ケア個別会議（定期型）」「地域別課題検討会議」を開催します。また、ケアプラン検証の場として地域ケア会議を活用します。会議で把握した市全域で対応が必要な課題について、高崎市介護保険運営協議会等で検討を行います。

第5章 施策の展開（Ⅱ 安心して暮らし続けるための相談・支援の充実）

取組名		内容
25	地域や関係諸機関との協力体制の構築	高齢者あんしんセンターは、民生委員との定期的な情報交換や地域の活動、高齢者サロンなどにも積極的に参加し地域住民と連携を深めるとともに、警察などの関係機関や民生委員、地域住民との地域支援ネットワークの構築に努めます。また、高齢者だけでなく障害者や子育てに関する複合的な課題を抱えた世帯に対しては、高齢者あんしんセンターが、障害者 SOS センターやこども救済センター等と連携して支援を行います。
26	支援を適切に行うための体制整備	高齢者あんしんセンターの業務の質を確保することに留意しつつ、介護予防支援の指定対象を居宅介護支援事業所に拡大するなど、センターの業務負担軽減を推進し、高齢者あんしんセンターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備します。

(2) 権利擁護等への取り組みの強化

高齢者を狙った消費者被害や虐待などの権利侵害が社会問題となっています。市では、高齢者あんしんセンターを中心に、高齢者の権利を擁護し、尊厳をもって安心して暮らせるよう支援を行うとともに、関係機関とのネットワーク体制を構築しています。

また、認知症などにより判断能力が低下した高齢者が不利益を被らないよう、財産管理や身上保護を行う成年後見制度の利用促進を図ります。

【主な取り組み】

①成年後見制度

取組名		内容
27	普及啓発活動の実施	認知症等の理由で判断能力が低下した人の権利を守り、地域で安心して生活ができるよう、成年後見制度の普及啓発を図ります。
28	相談支援体制の強化	専門職団体、関係機関と連携し、市民が専門職へ相談しやすい体制の構築を図ります。また、本人や親族が申立手続きをする際の支援を行います。
29	市民後見人の活動支援	市民後見人候補者が案件を適切に受任するための調整や市民後見人のスキル維持のためのフォローアップ研修を実施し、活動を支援します。
30	経済的困難者に対する費用助成	経済的な理由等により成年後見制度の利用が困難な場合には、成年後見制度利用支援事業により後見人等報酬費用等の助成を行います。

②消費者被害防止

取組名		内容
31	普及啓発活動の実施	高齢者あんしんセンターや警察等の関係機関、各地区の関係者等と連携を図るとともに、出前講座や講演会などの開催、チラシやパンフレットなどの配布により消費者被害等の防止に向けた周知啓発に取り組みます。
32	特殊詐欺対策電話装置等の購入助成	振込詐欺等の特殊詐欺、悪質な電話勧誘などの被害を未然に防ぐため、特殊詐欺防止機能が付いた電話装置等の購入に対して助成を行います。

第5章 施策の展開（Ⅱ 安心して暮らし続けるための相談・支援の充実）

③虐待防止

取組名		内容
33	普及啓発活動の実施	高齢者あんしんセンターや警察等の関係機関や各地区の関係者等と連携を図りつつ、チラシやパンフレットなどの配布により高齢者虐待の防止に向けた周知啓発に取り組みます。
34	支援体制の機能強化と充実	虐待等の未然防止・早期発見のほか、高齢者の安全を迅速に確保するため、民生委員、警察や介護事業者等関係機関との連携や協力体制の構築により機能強化に努めます。また、高齢者あんしんセンター等に対する研修を実施するとともに、高齢者虐待対応マニュアルに基づき、基幹型センターと高齢者あんしんセンターが連携して早期に対応するなど相談・支援機能の充実に取り組みます。

2 多機関の協働による支援

《背景》

今後高齢化が一層進展する中で、高齢者・障害・児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる社会の実現が求められています。

また、一人ひとりの状態に応じ、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、医療と介護が連携し、本人や家族の気持ちに寄り添えるような体制の整備が求められています。

《現状》

高齢者を地域で支え合う協議体活動は、地域住民や高齢者あんしんセンター、社会福祉協議会などが中心となり、現在、市内には「第1層協議体」と26箇所の「第2層協議体」が発足しています。協議体による地域のニーズや資源の把握、関係者のネットワーク化等を通じ、「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを、ボランティアや社会福祉法人等と連携し、充実・強化を図ってきました。

また、医療ニーズや介護ニーズを併せ持つ高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りまでを切れ目なく提供する在宅医療・介護連携を推進してきました。

《方針》

本計画では、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域や関係者と連携し、地域活動の支援や担い手の養成などを一層進めることで、共に支え合う地域づくりに取り組むとともに、地域包括ケアシステムの構築状況に関する自己点検を行い、その結果も参考にしながら、通いの場等の既存資源の活用や、新たな地域資源の創出により、地域包括ケアの推進及び地域づくりにつなげていけるよう努めます。

また、誰もが住み慣れた地域で最期まで自分らしい生活を送ることができるよう、医療・介護情報基盤の整備等を通じ、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制を構築します。地域医療構想調整会議等における協議内容や結果等を共有し、医療・介護の双方のニーズを有する高齢者に対しては、その状況や変化についても把握・分析を行い、医療及び介護の効果的かつ効率的な提供を進め、より一層医療と介護の連携を強化していきます。

第5章 施策の展開（Ⅱ 安心して暮らし続けるための相談・支援の充実）

（１）連携して支えあう仕組みづくりの強化

高齢化の進展により、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加などが見込まれており、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための取り組みが求められています。地域の特性や実情に応じた支え合いの体制づくりをそれぞれの地域で進めることができるよう、市では生活支援体制の整備や地域の関係機関と連携した見守り体制の強化を図るとともに、世代や分野を超えた交流を通じて地域の中での住民同士の結びつきや住民の支え合いの機運の醸成、新たな担い手の養成に取り組みます。

【主な取り組み】

取組名		内容
35	社会福祉協議会との連携	社会福祉協議会との連携を強化し、その活動を支援することで、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者などを対象とした見守り支援、生活支援に取り組みます。
36	民生委員との連携	民生委員と協力し、ひとり暮らし高齢者への訪問等を実施します。また、地区民児協会長会を実施し、民生委員の主体的な活動のため、行政・社協からの連絡や各地区の活動状況について情報共有を行います。
37	民間事業者等との連携	民間事業者（新聞配達業者や宅配業者など）や警察等と連携し、地域全体で高齢者を見守る体制づくりに取り組みます。
38	交流の機会の創出	公民館や小学校、児童館等で行われる各種教室や懇談会等の機会を通じて、高齢者と子育て世代、児童、学生との世代間の交流を図り、住民同士の結びつきや地域における支え合いの機運の醸成、新たな担い手の育成に取り組みます。
39	高齢者向け交通安全教室の実施	高齢者の交通安全に対する意識を高め、地域で安心して生活できるよう、地域住民などと連携を図りながら、高齢者あんしんセンターや長寿センター等で交通安全教室を開催します。
40	生活困窮者自立相談支援事業	相談者が抱える複雑な課題に対し、相談支援員が相談者に寄り添いながら自立等に向けた支援を行う。

取組名		内容
41	協議体活動の充実	住民や高齢者あんしんセンター、社会福祉協議会などが中心となり、第1層協議体（市全域）と第2層協議体（各地域）が活動しています。協議体活動の普及啓発や協議体への支援、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす第1層・第2層生活支援コーディネーターを配置することにより協議体活動の充実を図るとともに、区長・民生委員等各地区の関係者、専門職、関係機関の協力やNPO法人、ボランティア団体、民間事業者など地域のさまざまな活動主体との連携により、地域の支え合いや、住民主体の生活支援サービス等の実施に向けた体制づくりを促進します。
42	地域の支え合いの担い手養成	第1層・第2層協議体と連携を図りつつ、地域の支え合いの重要性について普及啓発を行うとともに、地域支え合いサポーターや、住民主体の生活支援サービス等の担い手の養成や活動支援に取り組みます。
43	チームオレンジ活動の充実	オレンジサポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族のニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み「チームオレンジ」の活動を支援していきます。また、地域支援のため、認知症の方やその家族、地域住民、専門職が集う場である「認知症カフェ」を拡充していきます。
44	認知症の早期発見・早期対応、地域連携の充実	認知症初期集中支援チームの支援の充実や認知症地域支援推進員の活動促進、認知症サポート医による症状と治療についての認知症相談など、認知症になっても住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、早期診断・早期対応体制の強化や地域での生活を支える介護サービス・医療サービス等の情報提供を行い、必要なサービスにつながるよう支援していきます。また、「認知症カフェ」や介護者のつどい等の既存の活動や地域の民間部門、かかりつけ医や認知症疾患医療センター、地域密着型サービス事業所、認知症の人と家族の会等の関係機関や専門職と連携し、日常生活支援や家族支援を行っていきます。

第5章 施策の展開（Ⅱ 安心して暮らし続けるための相談・支援の充実）

（2）在宅医療・介護連携の推進

医療と介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、サービスを利用する市民の目線に立って、急性期の医療から在宅医療、介護までの一連のサービスを切れ目なく提供することが求められます。

市では、医療・介護の双方のニーズを有する高齢者に対して医療と介護の連携を推進するため、医療機関やケアマネジャー、介護サービス事業所等との連携体制の構築に取り組みます。また、かかりつけ医の必要性、在宅での療養や終末期ケア、看取りなどについて市民が関心を高め、理解を深めるとともに、在宅での療養が必要になった時に必要なサービスを選択でき、在宅療養を継続できるよう周知啓発に取り組みます。

【主な取り組み】

①提供体制の構築

取組名		内容
45	現状分析・課題抽出・施策立案	医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進のための現状の把握と課題の抽出、対応策等の検討を行っていきます。
46	在宅医療・介護関係者に関する相談支援	在宅医療・介護連携の相談窓口として医療介護連携相談センターを2箇所設置し、地域の医療・介護関係者や高齢者あんしんセンターからの相談を受け、連携調整、情報提供等により、その対応を支援します。
47	医療・介護関係者の情報共有の支援	医療・介護の双方のニーズを有する高齢者の状況、かかりつけ医機能の確保状況、入退院時等に活用する医療・介護関係者のための情報共有に関する手引きの活用状況を把握し、連携の課題の抽出と対応策の検討を行います。
48	医療・介護関係者の研修	地域の医療・介護関係者の連携を推進するために、多職種でのグループワーク等の研修を行っていきます。また、必要に応じて、地域の医療関係者に介護に関する研修会の開催、介護関係者に医療に関する研修会等を行います。

②地域住民へ向けた取り組み

取組名		内容
49	普及啓発活動の実施	医療・介護が必要な状態になっても住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるよう、在宅医療・介護に関する必要な情報の発信と理解を促すための講演会やフェスティバル等を開催します。

3 在宅生活を支える支援

《背景》

高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくためには、外出支援や家事支援などを含む日常生活の支援等、多様なサービスを整備することが求められています。

また、高齢者世帯が抱える課題は、近年、複雑化・複合化していることから、高齢者だけでなくその介護者等の生活全般の課題を解決するためには、障害福祉や児童福祉など他分野や他の福祉サービスと連携し、高齢者世帯の実情やニーズに合わせた支援体制の構築が必要です。

《現状》

市では、独自事業として、「介護 SOS」、「高齢者ごみ出し SOS」、「高齢者かしごと SOS」などの SOS サービスを実施しています。また、「子育て SOS」や「ヤングケアラー SOS」など障害福祉や児童福祉などの分野の枠を超えた取り組みも行っております。

また、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で出来るだけ長く自立した日常生活を送ることができるよう、「高齢者等あんしん見守りシステム」や「はいかい高齢者救援システム」など介護保険で対応していないきめ細やかな在宅生活に対する支援や、総合事業では、訪問型サービス等を継続して実施してきました。

こうした取り組みが進む一方で、8050 問題やダブルケアなどの複雑化・複合化したケースに対応するための、より包括的な支援体制の構築など、更なる取り組みの充実や連携強化が必要となってきています。

《方針》

今後も支援を要する高齢者の増加とニーズの多様化が見込まれることから、引き続きこれらの事業を実施するとともに、障害福祉や児童福祉など他分野とも連携を図りながら必要となる事業の充実や見直しを進めます。また、ヤングケアラーも含めた家庭における介護の負担軽減のため、各 SOS サービスを継続して実施します。

また、高齢者あんしんセンターによる総合相談支援機能の活用等により他の専門機関と連携を深めることで、重層的支援体制の整備などに向けた取り組みをより一層進め、関係団体・関係機関等との協働体制の充実・強化を図りつつ、生活支援サービス等の実施・充実に向けた取り組みを進めます。

(1) 市独自サービスの充実

高齢者の多くが、支援が必要になった場合でも、できるだけ家族に負担をかけずに自宅で暮らしたいと希望しています。市では介護保険で対応していないきめ細やかな生活支援を行うため、独自事業として、SOS サービスや在宅福祉サービスを実施しています。今後も支援を要する高齢者の増加とニーズの多様化が見込まれることから、引き続きこれらの事業を実施するとともに、児童福祉など他分野とも連携を図りながら必要となる事業の充実や見直しを進めます。

【主な取り組み】

① SOS サービス

取組名		内容
50	介護 SOS	家族や介護者の介護負担の軽減と介護が原因による離職の防止を目的に、24 時間 365 日対応の専用ダイヤルを設け、ヘルパー派遣と宿泊先の手配を行っています。
51	高齢者ごみ出し SOS	70 歳以上の者のみで構成された世帯で歩行に不安があつてごみステーションまで運べない等、ごみ出しが困難な世帯からの利用申請を受け付け、週 1 回、委託業者が利用者宅を訪問してごみの収集を行います。
52	高齢者かしごと SOS	高齢者等世帯の困りごとのひとつである、粗大ごみ等の処分や重いものの移動といった力仕事を代行することにより、安心して安全な暮らしや生活の質の向上に寄与していきます。
53	高齢者世帯買い物 SOS	体調不良などにより買い物が困難になった高齢者世帯を支援するため、電話での注文により食料品や日用品を自宅まで配送する買い物支援を行います。
54	子育て SOS	妊娠期から就学前児童の保護者等の精神的・身体的な負担軽減を図るため、ヘルパーを派遣して、安心して育児や日常生活が営めるよう支援を行います。

第5章 施策の展開（Ⅱ 安心して暮らし続けるための相談・支援の充実）

取組名		内容
55	ヤングケアラーSOS	家族の介護や家事、きょうだいの世話等をせざるを得なくなっている市内在住の小学生や中学生、高校生を対象に支援し、家庭での負担軽減を図ります。1日2時間、週2日を上限に原則2名のサポーターを無料で自宅に派遣し、家族の介護（食事、排泄の介助、衣類交換等）、生活の援助（掃除、洗濯、調理等）、きょうだいの世話などの支援を行います。

②在宅生活を支えるサービス

取組名		内容
56	高齢者等あんしん見守りシステム	ひとり暮らし高齢者等の世帯に対し、緊急通報装置及び安否確認センサーを無料で貸し出し、高齢者の見守り体制を強化するとともに、システムを通じて高齢者のさまざまな相談に応じます。
57	はいかい高齢者救援システム	認知症による徘徊行動がみられる高齢者を介護する家族等にGPS機器を無料で貸し出し、高齢者がGPS機器を身につけることで、徘徊による行方不明を早期発見します。
58	高齢者配食サービス	自ら調理をすることが困難であり、食事について援助を受けられない高齢者で、低栄養の改善や見守りが必要な人に対し、食事を配達します。サービスの利用には、総合事業対象者、要支援者または要介護者のいずれかに該当し、ケアプランに位置づけることが必要となります。
59	布団乾燥消毒サービス	疾病等で寝具を自力で干すことが困難で、家族等による寝具の衛生管理が困難な高齢者等に対し、寝具乾燥の専用車両による布団等の乾燥消毒サービスを無料で行います。【利用上限：年6回】
60	布団丸洗いサービス	ねたきり等で失禁があり、家族等による寝具の衛生管理が困難な高齢者に対し、掛布団（羽毛布団を含む）、敷布団、マットレス、毛布、肌掛や枕の丸洗いサービスを無料で行います。【利用上限：年2回】

取組名		内容
61	出張理美容サービス	ねたきり等で理美容店に行くことが困難な高齢者等に対し、理美容師が自宅を訪問し、無料で理美容サービスを行います。【利用上限：年間3枚の理美容券を交付】
62	おむつ給付サービス	在宅でねたきりや認知症等によりおむつでの排せつを主とする高齢者等に対し、おむつ（紙おむつ、パッドやりハビリパンツなど）を無料で配達します。【利用上限：1カ月の限度額5,000円を超えた場合は有料】
63	日常生活用具給付等サービス	疾病等で日常生活に不安のあるひとり暮らし高齢者等に対し、在宅での生活を維持できるように、火災警報器や福祉電話を提供し、安全の確保や不安を軽減します。
64	はり・きゅう・マッサージ施術費用助成事業	高齢者の健康管理の一環として、はり・きゅうについては60歳以上の人、マッサージについては70歳以上で前年分所得税非課税世帯の人を対象に費用の一部を助成します。【利用上限：年間6枚の施術助成券を交付】
65	おとしよりぐるりんタクシー運行事業	公共交通機関がない地域やあっても利用がしづらい地域に暮らす高齢者等の移動手段の確保のため、ルート上であれば自由に乗り降りが可能な「おとしよりぐるりんタクシー」を運行します。
66	高齢者の見守りを兼ねた移動販売事業	自宅近くに商店がなく、移動手段がないなどの理由で日常的な買い物に困っている高齢者を支援するため、移動販売時に高齢者の見守り活動を行う事業者に対して助成を行います。
67	倉渕地域高齢者買い物支援事業	日常的な買い物や通院に困っている倉渕地域の高齢者を、乗り合いにより送迎する運送サービス（交通空白地有償運送）です。実施主体である高崎市社会福祉協議会と連携して支援に取り組みます。
68	高齢者等買物代行事業	買い物に出かけるのが困難な高齢者等のために、ボランティアが買物の内容を聞き取り、代わりにお店での買物を行います。実施主体である高崎市社会福祉協議会と連携して支援に取り組みます。

第5章 施策の展開（Ⅱ 安心して暮らし続けるための相談・支援の充実）

取組名		内容
69	高齢者向け買い物支援タクシーチケット交付事業	買い物困難地域に住む高齢者の買い物支援を行う町内会に対し、タクシーチケットを交付することで、その取り組みを支援します。
70	高齢者等生活支援事業	日常の小さな困りごとを解消し、高齢者が自立した生活を送ることのできるよう、「ちょこっと助け隊」が庭掃除や電球の交換などを行います。実施主体である高崎市シルバー人材センターと連携して支援に取り組みます。

(2) 介護予防・生活支援サービスの充実

総合事業では、多様な生活支援のニーズに対応するため、従来の介護予防訪問介護等に相当するサービスに加えて、住民主体の支援等も含めた多様なサービスを実施することとされています。市では、現在実施している訪問型サービス等を引き続き実施するとともに、協議体や地域別課題検討会議等で地域課題や資源を把握し、関係団体・関係機関等と連携を図りつつ、住民主体の生活支援サービス等の実施に向けた検討や体制づくりを進めます。

【主な取り組み】

取組名		内容
71	訪問型・通所型サービス等	訪問型・通所型サービスについて、適正にサービスが提供されるよう引き続きケアマネジャー等との連携や実施状況の評価等を適切に行い、利用者の自立支援につなげます。また、協議体や地域別課題検討会議等で地域課題や資源を把握し、関係団体・関係機関等と連携を図りつつ、住民主体の生活支援サービス等の実施に向けた検討や体制づくりを進めます。
72	サービス単価・利用者負担額の設定	介護報酬改定等の状況に合わせ、必要に応じて総合事業のサービス単価の見直しを行います。また、新しいサービスを創出する際は、他の介護保険サービスの単価との均衡等を勘案してサービス単価及び利用者負担額を適切に設定します。